

令和5年度北九州市政だより広告掲載業務（仕様書A）

1 業務内容

北九州市政だより（以下「市政だより」）に係る次の業務。

- (1) 広告スペースの買い取り
- (2) 広告主の募集・選定
- (3) 広告原稿の作成・納品

2 契約期間

契約締結の日から令和5年6月30日まで

（北九州市政だより令和5年4月15日号～令和5年7月1日号）

ただし、この契約に係る令和5年度の本予算成立後、遅滞なく北九州市において異議がない旨の意思表示があったときは、この契約による契約期間は、令和6年3月31日まで延長するものとする。（市政だよりは令和6年4月1日号まで）

3 広告の仕様等

(1) 掲載号数・掲載面

① 掲載号数：毎月1日号と15日号。年間24号分

② 掲載面：1日号、15日号ともに5頁下段と12頁（区版）下段

(2) 広告スペース（別紙A-1を参照）

① サイズ：各頁の下段80mm（天地）×245mm（左右）

② 分割：1～4枠に分割して、掲載することができる。分割する場合は同じ頁の広告と広告の間は3mm空けること（1/3枠が3枠の場合のみ2.5mm）。なお、分割をする際の各枠の大きさは次のとおりとする。

・ 1/4枠：80mm（天地）×59mm（左右）

・ 2/4枠：80mm（天地）×121mm（左右）

・ 3/4枠：80mm（天地）×183mm（左右）

・ 4/4枠：80mm（天地）×245mm（左右）

・ 1/3枠：80mm（天地）×80mm（左右）

・ 2/3枠：80mm（天地）×162mm（左右）

③ 枠：表ケイ（0.1mm）

(3) その他

① すべての広告の左上部に「広告」を明記すること。

（ア）掲載位置：左上（高さを各号で合わせる）

（イ）フォント：太ゴシック14級正体100%

（ウ）囲みケイ：0.1mm

（エ）装飾：スミベタか、白ヌキ

② 区版面における広告は各区によって異なっても差し支えない。

4 広告掲載の手順

(1) 広告の募集・選定

① 掲載基準

「北九州市広告掲載要綱」「北九州市広告掲載基準」及び当仕様書を遵守すること。

② 掲載の優先順位

市政だよりの性格上、公共性の高い広告を優先させ、市のイメージアップにつながる広告を選定することとし、優先順位は次のとおりとする。

(ア) 国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれらが営む企業。

(イ) 公共交通機関、ガス・電力会社、新聞社、放送局(テレビ、ラジオ等)、市内に本店または支店のある銀行・信用金庫・信用組合・農協など、その他これらに属するもの。

(ウ) 文化行事案内または学生募集を行おうとする市内の学校。

(エ) 市内のデパート、商店街、専門店の連合体。

(オ) 特産品等に関連する地元企業で、広報室が観光客の増加または市のイメージアップに寄与すると認めたもの。

(カ) 不特定多数の市民が利用できる文化・スポーツ施設。

(キ) その他公共性が高いもので、市政だより等印刷物広告審査委員会が適当と認めたもの。

③ 広告主一覧の提出

(ア) 受託者は、別紙 A-2「令和5年度掲載予定広告主一覧・広告原稿案・完全データ提出期限日程表」の掲載予定広告主一覧提出期限までに、別紙 A-3「広告主一覧」を市へ提出すること。

(イ) 市は広告主について前記「4 (1) ①掲載基準」に従って審査を行う。審査によっては修正を指示することがある。

(2) 広告原稿の作成

① 受託者は広告主について市の承認を受けた後、速やかに広告原稿を作成すること。

② 広告原稿は、データの確認に必要なソフト (Illustrator、Photoshop) を導入し、チェック体制を整備し、次の項目を確認した上で、別紙 A-2「令和5年度掲載予定広告主一覧・広告原稿案・完全データ提出期限日程表」の広告原稿案提出期限までに提出すること。

(ア) 正しい原稿サイズである(線の外側まで含んだサイズを指定サイズとする)。

(イ) 四方を罫線で囲む、またはバックに色を敷くなど広告スペースが分かるようなデザインとなっている。

(ウ) カラーモデルは Illustrator、Photoshop とともに CMYK とし、特色や RGB は使用しない。

(エ) 画像解像度は掲載サイズ実寸で 350 dpi 以上とする。

(オ) 画像はリンクを貼るか、埋め込んでいる。

(カ) 色の混濁によるトラブル防止のため、カラー部分にはオーバープリントを設定しない。

(キ) 透明効果を使用する際には、印刷時にデータが正常に反映されるような設定とし、高解像度で保存する。

- (ク) フォントのアウトライン化について、最後にフォント情報で確認する。
- (ケ) 掲載データ以外の不要なオブジェクト（欄外のものなど）や孤立点を削除する。
- (コ) Illustrator、Photoshop とともにEPSの拡張子のついたものとする。
- ③ 市は原稿について前記「4（1）①掲載基準」に従って審査を行う。内容によっては修正を指示することがある。

(3) 広告完全データの納品

- ① 受託者は広告原稿について市の承認を受けた後、完全データを別紙A-2「令和5年度掲載予定広告主一覧・広告原稿案・完全データ提出期限日程表」の完全データ提出期限までに、市と市が指定する者（別途提示する）へ納品すること。
- ② 完全データは、高容量メディア（CD-R等）に記録し、出力見本（PDFファイル等）を一緒に添付すること。納品の際は次の項目を確認すること。
 - (ア) 納品メディア・フォルダ内には不要なファイルを入れない。
 - (イ) メール納品の場合は、完全データをsit形式またはzip形式で圧縮する。

5 受託者と広告主の責務

- (1) 受託者と広告主は、広告の内容、その他、広告に関するすべての事項について、一切の責任を負うこと。なお、広告スペースの横か下部に、事業者名と電話番号、「広告内容と北九州市は直接関係ありません。」の文章を挿入する。
- (2) 広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、受託者と広告主の責任及び負担において解決すること。
- (3) 広告主一覧と完全データをそれぞれの指定された期日までに提出しない場合、市は、当該広告の位置に、市の記事を掲載するものとし、市に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。また、広告が掲載されない場合、市は、広告主に対して一切の補償を行わない。
- (4) 「北九州市広告掲載要綱」「北九州市広告掲載基準」に反する広告主について市は、受託者に対して変更を指示することがある。また、広告主を変更する場合、市は、広告主に対して一切の補償を行わない。
- (5) 業務完了後、受託者は市が発行する納入通知書により、広告料を速やかに納入すること。

令和5年度 掲載予定広告主一覧・広告原稿案・完全データ 提出期限日程表

	掲載予定広告主一覧 提出期限	広告原稿案 提出期限	完全データ 提出期限	(参考)市政だより 配布開始日
4月15日号	3月6日(月)	3月17日(金)	3月24日(金)	4月11日(火)
5月 1日号	3月20日(月)	4月3日(月)	4月7日(金)	4月25日(火)
5月15日号	3月29日(水)	4月11日(火)	4月17日(月)	5月10日(水)
6月 1日号	4月18日(火)	5月1日(月)	5月10日(水)	5月26日(金)
6月15日号	5月2日(火)	5月18日(木)	5月24日(水)	6月9日(金)
7月 1日号	5月23日(火)	6月5日(月)	6月9日(金)	6月27日(火)
7月15日号	6月6日(火)	6月19日(月)	6月23日(金)	7月11日(火)
8月 1日号	6月21日(水)	7月4日(火)	7月10日(月)	7月27日(木)
8月15日号	7月3日(月)	7月14日(金)	7月21日(金)	8月9日(水)
9月 1日号	7月24日(月)	8月4日(金)	8月10日(木)	8月29日(火)
9月15日号	8月7日(月)	8月21日(月)	8月25日(金)	9月12日(火)
10月 1日号	8月21日(月)	9月1日(金)	9月7日(木)	9月26日(火)
10月15日号	8月31日(木)	9月13日(水)	9月20日(水)	10月6日(金)
11月 1日号	9月21日(木)	10月4日(水)	10月11日(水)	10月27日(金)
11月15日号	10月3日(火)	10月17日(火)	10月23日(月)	11月10日(金)
12月 1日号	10月20日(金)	11月2日(木)	11月9日(木)	11月28日(火)
12月15日号	11月6日(月)	11月17日(金)	11月24日(金)	12月12日(火)
1月 1日号	11月16日(木)	11月30日(木)	12月6日(水)	12月22日(金)
1月15日号	11月28日(火)	12月11日(月)	12月15日(金)	1月10日(水)
2月 1日号	12月15日(金)	12月28日(木)	1月10日(水)	1月26日(金)
2月15日号	1月4日(木)	1月18日(木)	1月24日(水)	2月9日(金)
3月 1日号	1月22日(月)	2月2日(金)	2月8日(木)	2月27日(火)
3月15日号	2月5日(月)	2月16日(金)	2月22日(木)	3月12日(火)
4月 1日号	2月19日(月)	3月4日(月)	3月8日(金)	3月27日(水)

市政だより 月 日号掲載広告主一覧

年 月 日

■ 広告レイアウト

<5ページ>

①	②	③	④
①	②	③	

<12ページ>

⑤	⑥	⑦	⑧
⑤	⑥	⑦	

■ 広告主一覧

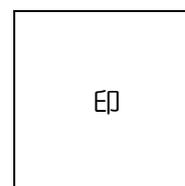
番号	広告事業社名	広告内容 (概要)	区分	
			新	再
①				
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				

※区分は当該年度における新規掲載か再掲載かで○をすること。

広告代理店名

(担当者)

※署名または記名・押印をお願いします。



■ 広告主の情報（ 月 日号）

番号	会社名	住所	(ふりがな) 代表者名	生年月日 (和暦)	性別
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					

注：この広告主の情報に記載されている個人情報については、暴力団などとの関与の有無に関する調査に利用し、それ以外の目的では利用しません。

市政だより 月 日号掲載広告主一覧

年 月 日

■ 広告レイアウト

<5ページ>

①	②	③	④
①	②	③	

<12ページ>

⑤	⑥	⑦	⑧
⑤	⑥	⑦	

■ 広告主一覧

区	番号	広告事業社名	広告内容(概要)	区分	
				新	再
門司区	⑤				
	⑥				
	⑦				
	⑧				
小倉北区	⑤				
	⑥				
	⑦				
	⑧				
小倉南区	⑤				
	⑥				
	⑦				
	⑧				

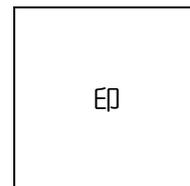
区	番号	広告事業社名	広告内容（概要）	区分	
				新	再
若松区	⑤				
	⑥				
	⑦				
	⑧				
八幡東区	⑤				
	⑥				
	⑦				
	⑧				
八幡西区	⑤				
	⑥				
	⑦				
	⑧				
戸畑区	⑤				
	⑥				
	⑦				
	⑧				

※区分は当該年度における新規掲載か再掲載かで○をすること。

広告代理店名

 (担当者)

※署名または記名・押印をお願いします。



■ 広告主の情報（ 月 日号）

区	番号	会社名	住所	(ふりがな) 代表者名	生年月日 (和暦)	性別
門田区	⑤					
	⑥					
	⑦					
	⑧					
小倉北区	⑤					
	⑥					
	⑦					
	⑧					

区	番号	会社名	住所	(ふりがな) 代表者名	生年月日 (和暦)	性別
小倉南区	⑤					
	⑥					
	⑦					
	⑧					
若松区	⑤					
	⑥					
	⑦					
	⑧					

区	番号	会社名	住所	(ふりがな) 代表者名	生年月日 (和暦)	性別
八幡東区	⑤					
	⑥					
	⑦					
	⑧					
八幡西区	⑤					
	⑥					
	⑦					
	⑧					

区	番号	会社名	住所	(ふりがな) 代表者名	生年月日 (和暦)	性別
戸畑区	⑤					
	⑥					
	⑦					
	⑧					

注：この広告主の情報に記載されている個人情報については、暴力団などとの関与の有無に関する調査に利用し、それ以外の目的では利用しません。